

第 7 次 白川村行政改革大綱

(令和 4 年度～令和 8 年度)

白 川 村

第 1 項 行政改革の必要性と課題

1. これまでの行政改革の取り組み	・・・	1
2. 地方公共団体を取り巻く状況と行政改革の課題		
(1) 国の助言と地方行財政改革について	・・・	1
(2) 現状と課題	・・・	2
ア 人口減少と多様化する住民サービスへの対応	・・・	2
イ 税収等財源の確保への対応	・・・	4
ウ 職員状況	・・・	6

第 2 項 行政改革大綱の基本方針

1. 新たな大綱の必要性	・・・	9
2. 行政改革大綱の位置付け	・・・	9
3. 行政改革の取り組み方針	・・・	10
4. 行政改革の基本理念と基本方針	・・・	10
(1) 基本目標	・・・	10
(2) 具体的な取組事項	・・・	10
5. 計画期間	・・・	11
6. 推進体制	・・・	11
7. 行政改革推進委員会	・・・	11

第3項 具体的な取組事項

- 1. 効率的な行財政運営の確立** . . . 12
 - (1) 民間活力の有効活用
 - (2) 業務手法の見直しとDXの推進
 - (3) 自治体間の広域的な業務の推進
 - (4) 事務事業の進捗管理
 - (5) 公正の確保と透明性の向上

- 2. 人材の育成と組織機能の向上** . . . 12
 - (1) 人事管理
 - (2) 組織機能の向上と効率化

- 3. 財政基盤の強化** . . . 12
 - (1) 計画的な財政運営
 - (2) 公共施設等総合管理計画の推進
 - (3) 歳入の確保と増額
 - (4) 歳出の効果的な執行

- 4. 地域力と協働体制の向上** . . . 12
 - (1) 村民の参画機会の向上
 - (2) 村民等との協働・連携の推進

第1項 行政改革の必要性と課題

1. これまでの行政改革の取り組み

本村では、昭和60年に第1次行政改革大綱を策定し、以後、5期に亘り社会経済情勢や財政状況の変化を捉えながら、より効率的かつ効果的な行財政運営を目指し、行政改革を進めてきたところであります。

第4次白川村行政改革大綱では「平成の市町村大合併」において単独行政を運営することにより、自立した村づくりを推進するための「白川村集中改革プラン」を策定し、経常経費の前年度比10%削減を目指すなど、定員管理及び給与の適正化、事務事業の再編、整理、廃止、統合、民間委託等の推進、経費節減等の財政効果、地方公営企業会計の健全化などを柱として取り組みを進めてまいりました。

第5次行政改革大綱は、第6次総合計画をはじめ定員管理計画、公共施設等総合管理計画など各計画に基づいた事業遂行により、令和2年度決算において財政健全化を示す実質公債比率が2.0%となるほか、財政の弾力性を示す経常収支比率は72.1%に大きく改善しており、総務省が公表する「財政状況資料」による類似団体との比較において安定した財政状況を維持しているなど確実な成果を上げております。

昭和60年9月	白川村行政改革大綱【第1次】(第2次行政改革大綱策定まで)
平成8年3月	白川村行政改革大綱【第2次】(平成8年度～平成12年度)
平成13年3月	白川村行政改革大綱【第3次】(平成13年度～平成17年度)
平成18年3月	白川村行政改革大綱【第4次】(平成17年度～平成21年度)
	国の新地方行政改革指針(平成17年3月)に合わせ1年遡適用し、 第5次の行政改革大綱作成まで運用年次を延長して実施
平成24年3月	白川村行政改革大綱【第5次】(平成23年度～平成28年度)
平成30年3月	白川村行政改革大綱【第6次】(平成29年度～令和3年度)

2. 地方公共団体を取り巻く環境と行政改革の課題

(1) 国の助言と地方行政改革について

政府は、経済財政運営と改革の基本方針2021において、「内外の変化を捉え、構造改革を戦略的に進め、ポストコロナの持続的な成長基盤を作る」を基本とし、「グリーン社会の実現」「官民挙げたデジタル化の加速」「日本全体を元気にする活力ある地方づくり～新たな地方創生の展開と分散型国づくり」「少子化の対策、子どもを産み育てやすい社会の実現」の4つを原動力として推進していくものと示されており、地方公共団体は、今まで以上に行政サービス全般について積極的かつ効率的な事業運営を進める

ためのコスト意識が求められています。

また、平成 27 年 8 月 28 日付け総務大臣より「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について」の通知の中で、「今後、地方公共団体においては、B P R※1の手法及び I C T※2を徹底に活用し業務の標準化・効率化に努めるとともに、民間委託等の積極的な活用等による更なる業務改革の推進が必要であり、そこで捻出された人的資源を公務員が自ら対応すべき分野に集中することが肝要である。」とされており、「1 行政サービスのオープン化・アウトソーシング※3の推進」「2 自治体情報システムのクラウド化の拡大」「3 公営企業・第三セクター等の経営健全化」「4 地方自治体の財政マネジメントの強化」「5 PPP/PFIの拡大」の留意事項5項目を参考に積極的な業務改革に努めるよう通知されております。

- ※1 BPR（ビジネスプロセス・リエンジニアリング）の略。現在の職場の業務内容やフロー、組織構造などを基本的に見直し再設計すること。
- ※2 ICT（インフォメーション・コミュニティー・テクノロジー）の略。インターネット等の情報通信技術のこと。
- ※3 アウトソーシング 業務の一部を一括して民間に任せる経営手法のこと。
- ※4 PPP/PFR（パブリック・プライベート・パートナーシップ/プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）の略。民間資本やノウハウを活用し、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図ること。

（2） 現況と課題

ア 人口減少と多様化する住民サービスへの対応

【現 状】

人口減少並びに少子高齢化の進行は本村のみならず、日本全体の問題であります。国勢調査を基として人口の推移及び国立社会保障・人口問題研究所による今後の推計をみますと、本村では少子高齢化は現状を維持するものの緩やかに人口が減少するものと予想されております。こうした人口減少による地域経済や地域コミュニティを支える人材不足などが懸念されます。

村では、第2次総合戦略「いつまでも住み続けたい村づくり」マスタープランに掲げた「人口は維持以上を目指し、持続可能な村をつくる」を最上位の目標として4つの基本方針「多様な価値観の尊重」「観光の質（量から質へ）」「結婚出産子育ての希望を叶える」「プロモーションの多方向化」により、人口減少・少子高齢化対策を主眼として計画しています。

【課 題】

第1次総合戦略に掲げた「現在人口の維持」を最重要の数値目標とし、多岐にわたる分野での戦略を取組み、企業誘致や観光産業の活性化並びに子育て・買い物支

援といった項目は達成し成果を挙げることができました。一方、新村民の受け入れ態勢の整備や、新産業の創出といった難しい事業に未達成項目があったことなど懸案事項となっております。

今後、さらに厳しい財政運営が見込まれるなか、人口減少を見据えた持続可能な村づくりを進めるためには、白川村で暮らす人、白川村に係わる人、また、今後白川村に住みたいと感じている人、それぞれの人々のニーズを的確に把握し、真に必要な行政サービスを施策に反映させるためにも、職員全員の意識改革を含めた行政改革の一層の取り組みが必要です。

表 1 人口の推移(国勢調査)

(単位 実数:人 増減率:%)

区 分	昭和35年		昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実 数	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	
総 数	9,436	2,265	△ 76.0	1,892	△ 54.0	1,983	4.8	1,609	△ 18.9	1,511	△ 6.1	
0歳～14歳	2,130	564	△ 73.5	360	△ 17.8	320	△ 11.1	230	28.1	201	△ 16.3	
15歳～64歳	7,052	1,464	△ 79.2	1,160	△ 6.5	1,177	1.5	868	△ 26.3	810	△ 4.9	
65歳以上	254	237	△ 6.7	372	△ 15.2	486	30.6	511	5.1	500	0.8	

図 1 国立社会保障・人口問題研究所の推移に準拠した将来人口推計

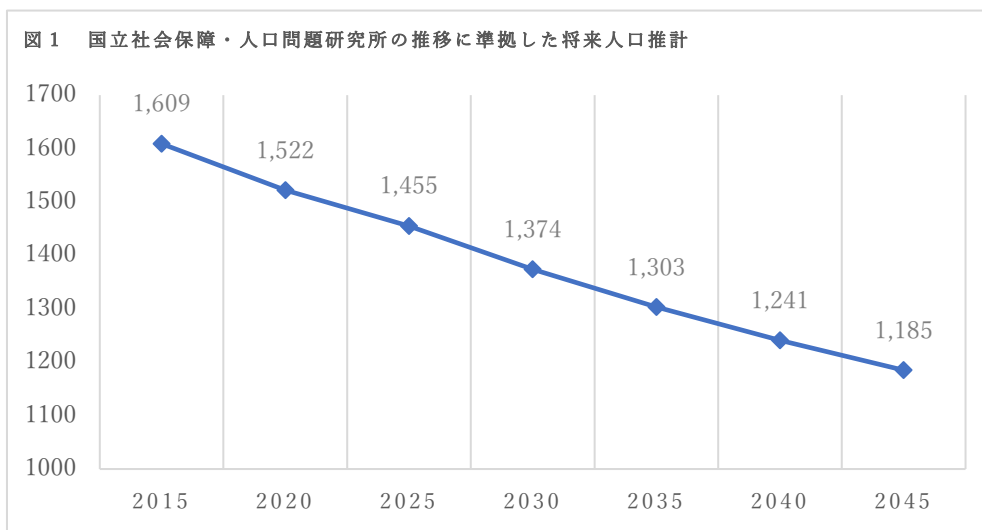
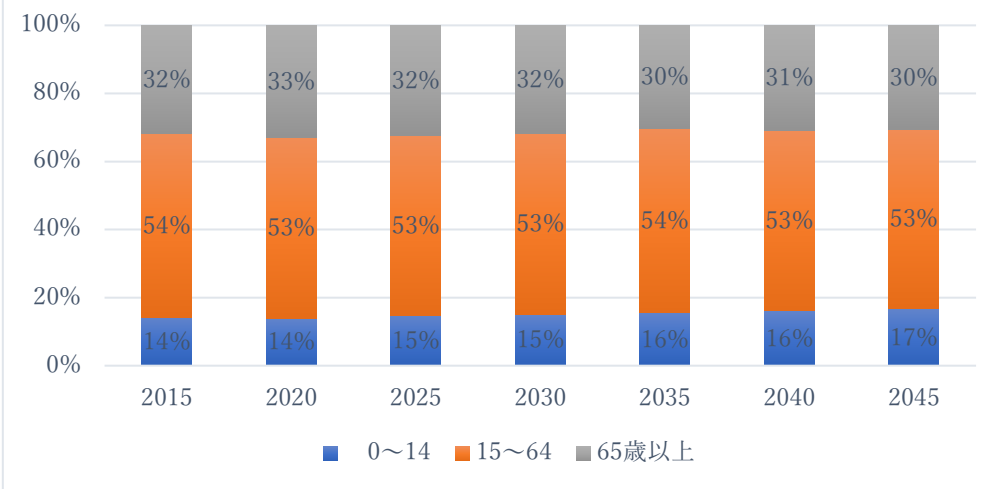


図2 図1のシミュレーションに基づく人口構成割合の変化



イ 税収等財源の確保への対応

【現状】

本村を取り巻く財政環境は、税収の多くの割合を占める固定資産税は大規模固定資産税に頼るものであり、性質上の理由によりが年々減収していくものと見込まれております。この他にも、先述の人口減少により土地、家屋、償却資産に係る税収、住民税ほか村税全体の減収に繋がることが危惧されるものであります。このような村財政への影響は、歳入の根幹であります地方交付税・交付金や地方債にも大きく関係することから、将来的には財政規模の縮小化並びに不安定化を招くものとなります。

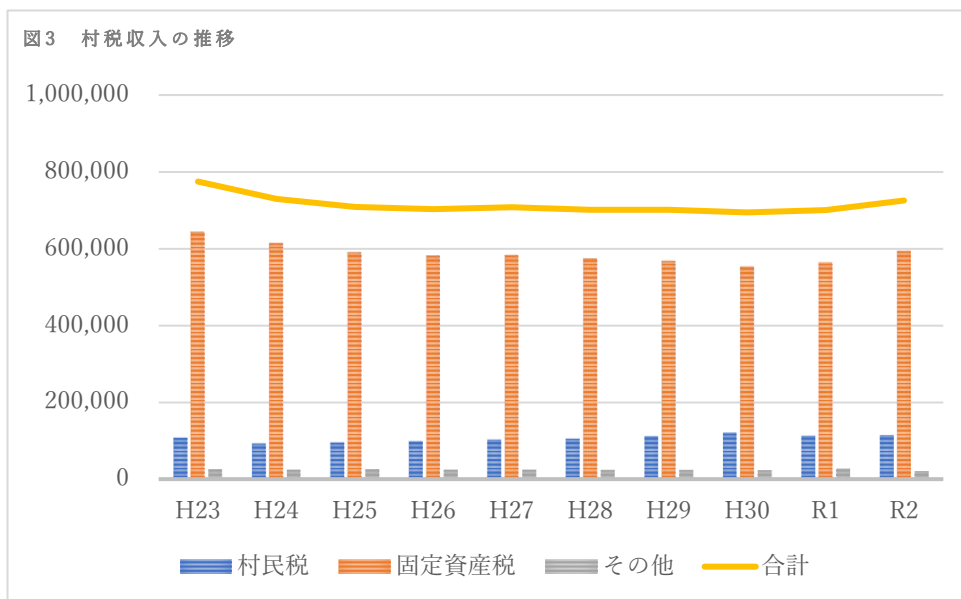
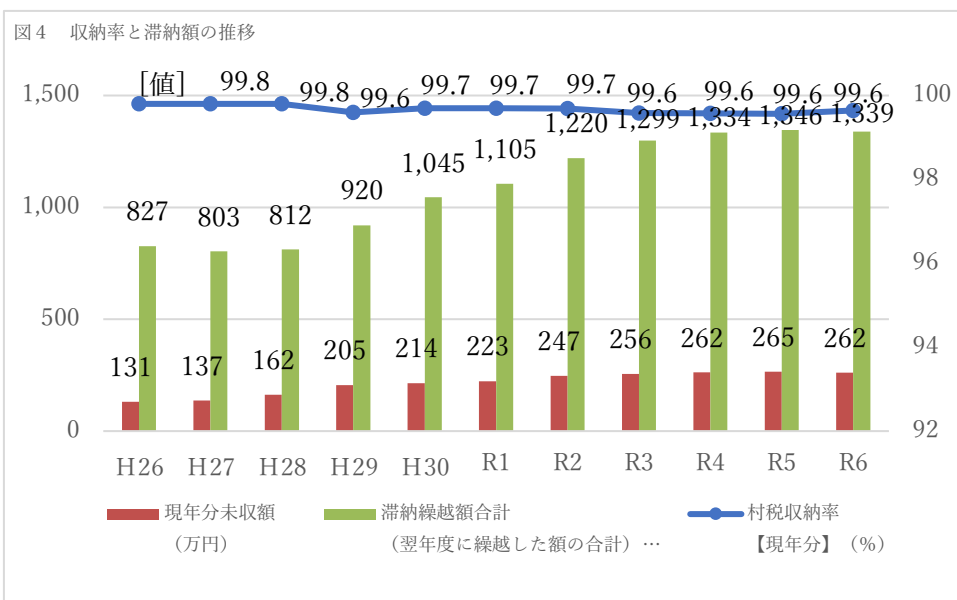
地域の持続的発展のためには地域経済の発展が何より大切であるため、村の強みである観光産業を活かした農業の育成を図るとともに、農産品を活用した加工産業の活性化を図ることを重要課題として積極的な取り組みを進めております。さらに、ふるさと納税による寄付金額が令和2年度実績において村民税の1割に及ぶ歳入を得ており、自主財源の確保とともに地場産品の創出を合わせた新たな販促ツールとしての活用を展開していくことが重要です。

【課題】

歳入の確保にあつては、国や県による補助金等を積極的に活用に加え有利な地方債の活用は勿論ですが、これらの補助金や地方交付税・交付金等は国の政策に左右されるため常に最新情報を得る必要があります。自主財源の根幹をなす村税にあつては減少が見込まれている一方、税等の収納に係る滞納額及び件数がともに増加しており、歳入予算への影響が大きく、税負担の公平性の観点からも、適正な課税、適切な滞納処分を実施し、収納率の向上を図ることが必要です。安定した税収を確保するため、新たな産業の創出や定住促進等の施策の推進を進めるとともに、使用料及び手数料、分

担金・負担金のほか、基金運用をはじめとした財産収入など自主財源の確保が必要です。

歳出面にあっては、義務的経費では計画的な職員の定員管理を進めるとともに、積極的に交付税参入率の高い地方債を活用するなど公債費の抑制に努める必要があります。経常的経費では、公共施設の安心・安全を図りつつ長寿命化を進めるとともに、並行し、施設活用状況を調査し施設目的の変更や廃止等を検討する必要があります。また、負担金及び交付金・補助金については、村の政策目標を効果的かつ効率的に達成する手段としての活用を図るため、既存の負担金等を検証し透明性・公平性の確保をもって見直しを進める必要があります。投資的経費ほかについては、新庁舎建設に係る大規模工事を控えており十分な準備と計画が必要であり、村民の安全・安心を第一優先として住民サービス向上に向けた施策の展開が求められております。



ウ 職員状況

【現状】

これまでの行政改革の取り組みにおいて、経費節減を主眼に職員数の削減を行ってきました。しかし、この間、国や県からの権限移譲の推進、行政サービスの高度化・多様化・複雑化が進み、各部署ともに業務量が増加し続けております。また、職員採用においては、職員採用の抑制を進めた事により職員年齢層の偏在が生じ次世代を担う若手職員不足が課題となりました。特に専門職においては、保健師、管理栄養士、保育士職員の確保が難しい状況となっております。こうした状況からの脱却を図るため、職員定員管理計画に基づき安定した職員数の確保を進めるとともに、年齢層のバランスを考慮した職員採用を進めております。また、職員数の不足を補うため会計年度任用職員の採用を進めるなど住民サービスを滞ることなく推進しております。

【課題】

職員不足を解消するため広く職員募集を呼び掛けていますが応募者数が少なく、職員定員管理計画に掲げ目標職員数に達していない状況が続いています。また、年齢層に偏りがみられ、組織としての指示系統、若手の育成、業務の継続性に影響が生じます。特に、専門技術を有する専門職職員の人材不足が課題となっております。

行政職においては、多様化・複雑化していく住民サービスや行政課題に迅速かつ的確に対応するため、職員の資質能力の向上並びに適正な業務執行を心がける意識改革、目的・課題解決の能力の高い職員育成を進めることが求められております。

行政職員としてのスキルアップを目的として、岐阜県市町村職員研修センターなどが開催する研修等への積極的な参加を指導しておりますが、多忙な日々業務など日程調整が難しい状況にあり計画的な研修機会の確保が必要です。

働く場所の環境づくりとして、2019年の働き方改革推進法案が順次施行されており、これまでの働きかたを見直そうとする動きが高まっております。働きやすい・働き甲斐のある職場づくりを目標として職員の能力が十分に発揮できる環境づくりを進めることで仕事に対する意欲や定着率の向上に繋がるものと期待されております。

令和5年度から段階的に定年年齢の引上げが行われる職員の定年引上げ制度の運用がスタートします。職員の知識や経験を踏まえた人材を活用するなど制度設計を進めて必要があります。また、自治体DX※5やRPA※5並びにICT技術の活用を図り業務の効率性や行政コストに関する検討が必要です。

「自助・共助・公助による協働」の考え方を積極的に取り入れ、地域や企業と行政の役割分担を再構築し協働事業の検討・選択が必要です。

※5 自治体DX 行政手続きのオンライン化

※6 RPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）人が行う定型的なパソコン操作をソフトウェアのロボットが代替して自動化すること。

表 2 年齢別職員数

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	4人	7人	6人	12人	3人	1人	13人	5人	5人	2人		59人

※職員数は、村長・副村長・教育長を除く一般職の職員数

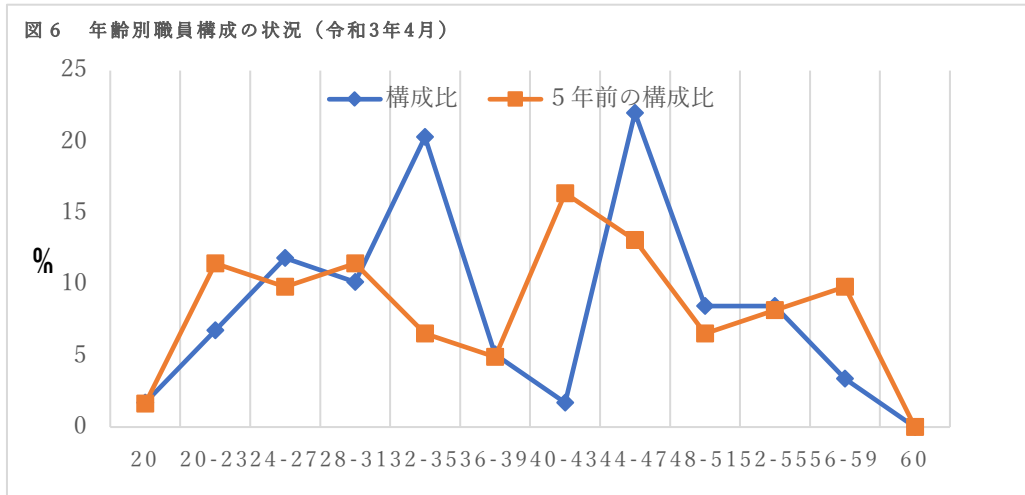
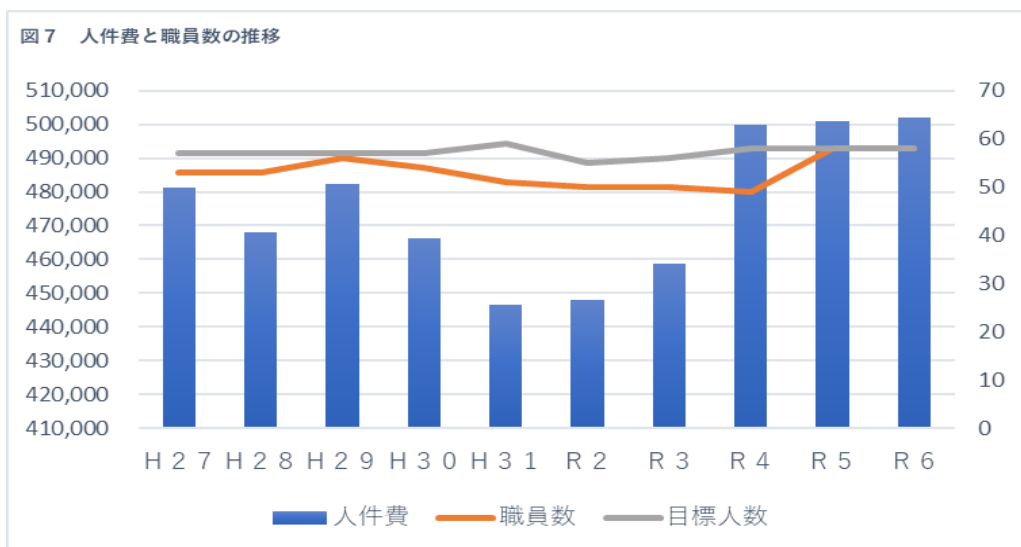
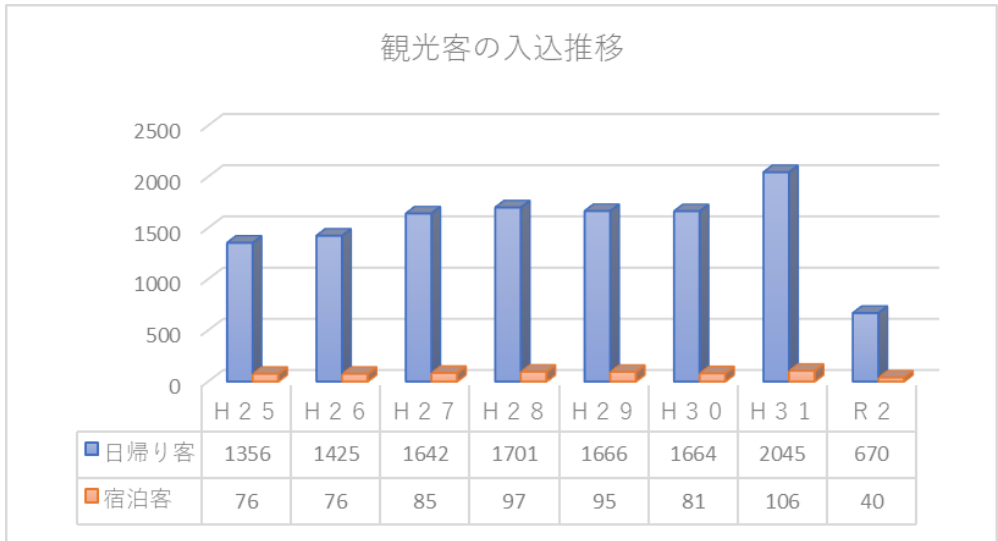
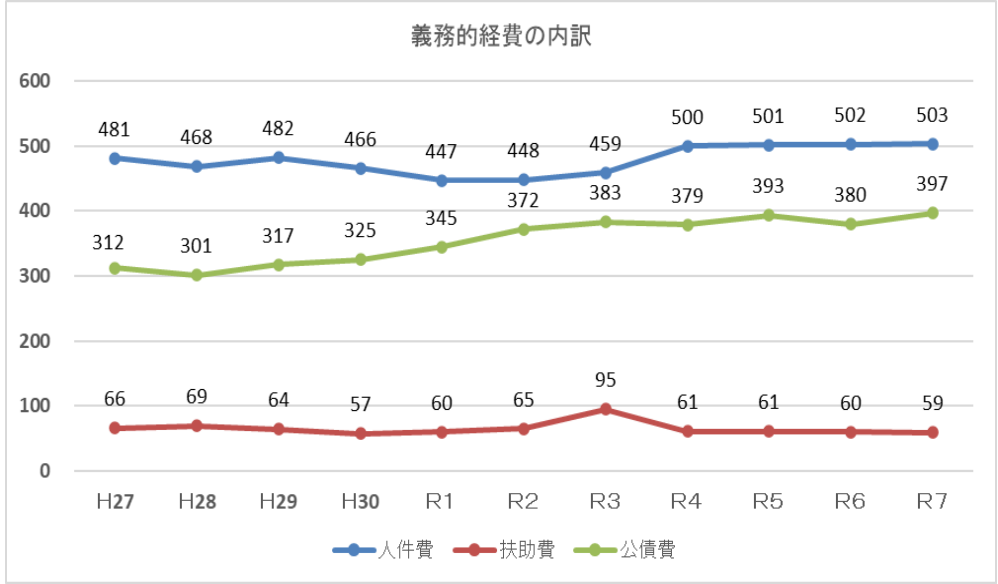
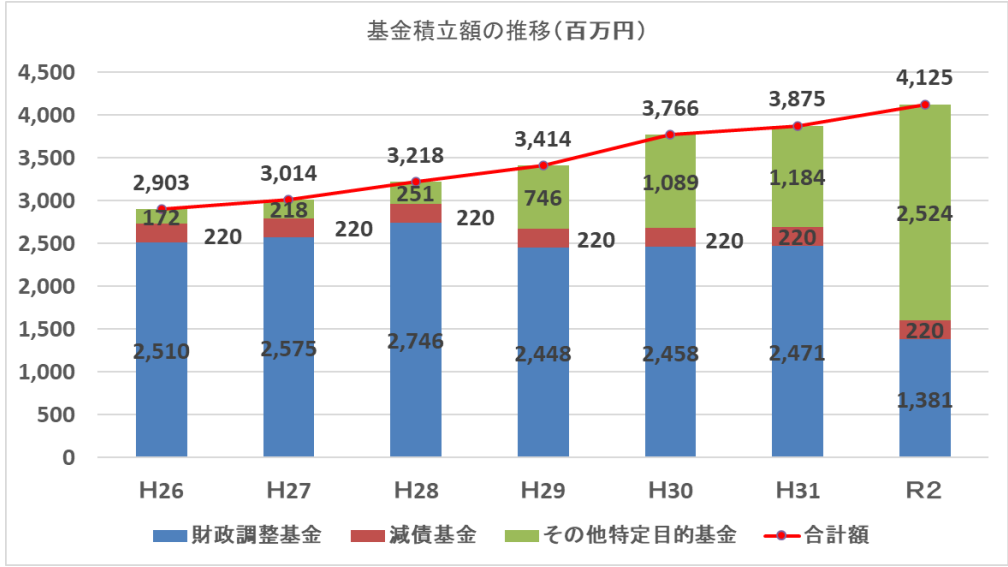


表 3 職員数の推移

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	46	51	49	47	44	44	-2 (-4%)
教育	7	5	5	4	6	6	-1 (-14%)
普通会計	53	56	54	51	50	50	-3 (-6%)
公営企業等会計	9	9	9	9	9	9	0 (0%)
総合計	62	65	63	60	59	59	-3 (-5%)

(注)各年における定員管理調査において報告した部門別職員数





第2項 行政改革大綱の基本方針

1 新たな大綱の必要性

前述のとおり、これまで以上に少子高齢化の進行や人口減少、それに伴う税収等の減収、また社会保障費や公共施設等管理経費の増加などが予測されており、村財政を取り巻く環境は今後厳しさを増していきます。

こうした状況下において村は、白川村第2次総合戦略「いつまでも住み続けたい村づくり：マスタープラン」を最上位計画に据え本村の将来像の実現に向けた基本構想をスタートいたしました。

新たな行政改革大綱では、国の指針や時代に即した行政改革の方向性を示すことにより総合戦略の実効性を確保するとともに、持続的かつ安定した財源の確保を図るとともに多様な住民ニーズに対し、効率的かつ質の高い行政サービスを提供するための行財政基盤を強化するため白川村行政改革大綱を策定いたしました。

2 行政改革大綱の位置付け

本大綱は、白川村第2次総合戦略「いつまでも住み続けたい村づくり：マスタープラン」における本村の将来像の実現に向けた基本構想の理念に基づいた政策・施策を推進するために必要な行政改革のあり方を示すものです。

また、以下の計画と整合性を図りながら効果的な行政改革を進めます。

計画の名称	策定年月／ 計画期間	計画の概要
白川村 第2次総合戦略	令和元年12月／ 令和2年度 ～令和6年度	本村の村政運営の方向性を示すまちづくりの最上位に位置する計画。5年間の基本的目標、基本的な方向、具体的施策を示すとともに計画の実行性を評価するPDCA※6並びにKPI※7を設定している。
白川村 定員管理計画	令和元年7月／ 令和2年度 ～令和6年度	本村の職員数の推移、現況、今後の課題などを整理し、行政需要に応じた適正な職員数を管理するため、定員管理のあり方について基本方針、手法、目標値などを定めた計画。
白川村 財政計画	令和2年5月／ 令和2年度 ～令和6年度	本村の財政運営の基本的な考え方や具体的な取り組みを示し、年度の予算編成方針の指針として活用することで、一層の行財政改革を進め、諸施策の着実な実行と持続可能な自治体運営の確立を図る計画。

白川村 公共施設等総合 管理計画	平成29年3月／ 令和4年1月改定 ／ 2018年 ～2062年	本村の第2次総合戦略と整合性を図り、将来的な人口減少対策、公共施設等の統廃合を含む適正な再配置及び財政負担の軽減・平準化を目的として長期的な視点に立った公共施設等の更新、統廃合、長寿命化等の総合的な計画。
白川村 過疎地域持続的 発展計画書	令和3年9月／ 令和3年度 ～令和7年度	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、本村の持続発展を進めるため人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正等を推進することを目的とする計画。

※6 PDCA サイクル PLAN (計画)、DO (実行)、CHECK (測定・評価)、ACTION (対策・改善) 管理業務等の効率化を目指す手法で、計画から改善までを1サイクルとして何回もサイクルを回すことで制度を高める。

※7 KPI (キー パフォーマンス インディケター) の略。組織の目標を達成するために行う活動の具体的な行動指標

3 行政改革の取り組み方針

これまで取り組んできた行政改革は人員や歳出削減を中心とした「量的改革」を推進し一定の効果を挙げることができました。次のステップとして、総務大臣通知「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について」を十分留意しつつ着実な推進とともに、本村の目指す目標に向けた人材、予算の効率性を高め村の強みを活かし弱みを補いながら、質の高い行政サービスに繋げていく「質的改革」に取り組みます。改革の基本目標を「行政サービスの向上と持続可能な行政運営」とします。

4 行政改革の基本理念と基本方針

村の将来像に実現のため、白川村行政改革大綱の基本理念を以下のように定め、4本の柱を基本とした改革を取組みます。また、個別施策の推進にあっては、進捗状況の確認を行うメソッドとしてPDCAサイクルを用いて可能な限り数値目標を設定のうえ具体性のある評価・検証を行い、改善を図るとともに、その結果を公表するなど適切に進捗管理を進めます。

(1) 基本目標

『行政サービスの向上と持続可能な行政運営』

(2) 具体的な取組事項

1. 効率的な行財政運営の確立 ～効率的な業務改善の推進～
2. 人材の育成と組織機能の向上 ～機動的な組織体制の構築～
3. 財政基盤の強化 ～持続可能な財政構造の構築～
4. 地域力と協働体制の向上 ～官民学協働・連携による地域力の向上～

5 計画期間

第2次総合戦略と整合性を保つよう、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。なお、国の新たな方針や社会情勢等の変化に迅速かつ的確に対応するため計画の見直しを行います。

6 推進体制

本大綱に基づく行政改革の取り組みは、庁内に設置する行政改革推進本部を中心に全ての職員が目標を共有し組織をあげて着実に推進します。

毎年度末に当初に実施計画書を策定し、併せて進捗状況を調査点検するなど目標達成に向けた進捗管理を実施します。

7 行政改革推進委員会

行政改革推進本部長は実施計画及びその進捗状況等について、行政改革推進委員会を招集し報告並びに意見を求めることができます。委員の任命は行政改革推進本部長が行います。

第3項 具体的な取組事項

1 効率的な行財政運営の確立 ～効率的な業務改善の推進～

社会経済情勢は日々変化するなかで、自治体情報システムのクラウド化を図り事務効率を進めるとともに変化に対応した新たな行政課題や住民ニーズの多様化に対応する施策を総合的かつ機動的に展開を図ります。併せて中長期的な視点に立ち平準化を図るため従来のあり方にとらわれることなく、スクラップ&ビルドを徹底した体制整備を行います。

また、職場の業務改善に対する意欲を高めるとともに事務の合理化及び経費の節減を図り、併せて職員の資質向上、意識改革に務めます。

2 人材育成と組織機能の向上 ～機動的な組織体制の構築～

職員の人員不足並びに年齢バランスに配慮した計画的な職員採用による定員管理に努め、村民目線に寄り添い業務執行を心がけた意識改革、目標・課題意識の高い職員の育成を目指し、研修機会の充実に取り組みます。併せて、専門性や広い視野・高度の知識の習得など国や県等への職員派遣を進めます。

3 財政基盤の強化 ～持続可能な財政構造の構築～

健全な財政運営に向け白川村財政計画を基本とした計画的な施策を推進し、歳入の確保と歳出の削減を図り持続的歳入歳出の均衡を図ります。

村税をはじめ各種財源確保に図るとともに、経常的経費の抑制、政策的経費の見直しを図ります。さらに、特別会計への操出金の抑制や公共施設の現況を検証し用途変更または廃止を視野に検討を進めます。

4 地域力と協働体制の向上 ～官民学協働・連携による地域力の向上～

本村の第三セクターや各種団体への負担金補助が地方自治法に基づき、公益上必要と認めるものであるか、その効果・効率性が妥当性の有無を検証し適正な支援とするよう検討を進めます。

他の自治体との個性により相互に協力した運営を図ることにより効率的・効果的に事業にあっては、広域連携を目指し魅力ある村づくりを進めます。

また、官民学連携をはじめ専門性をもった団体との連携を進めるとともに、PPPを進め民間の専門性の力を活用。また、PFIを進め民間の資金を活用し事業経費並びに業務負担の軽減を進めます。